

トータルコンサルティングオフィス

# 税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平 本 祐 一

事務所 水戸市宮町 2-3-102  
 〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階  
 TEL 029(226)0865 FAX 029(226)0793  
 E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp  
<http://hiramoto-office.com/>

## 税理士の独り言

フィルムにこだわり続けたコダック。エクセルントカンパニーとして生き残らせる事を命題として経営改革を断行してきた富士フィルム。両者の違いは、本質を見抜く力と変化を恐れない心でしょう。

フィリップモ里斯は過去の主力製品を否定し、20年の歳月と20億ドルを投じて電子タバコ「アイコス」を開発しました。タール中の有害物質を9割以上削減し、煙も灰も出さないタバコ、煙に見えるのは水蒸気です。

半年禁煙しましたが先日、購入していました。人に希望を与える力がすごい。

## 私の書棚より

○腕の確かな「本物」のコンサルタントを賢く起用すれば、財務的な成果を出す上で大きな助けになる。そして、財務的成果を出すことは正しいアクションの愚直な積み重ねでしかないということである。

○限られた資源を最大限に活用する上では、「何をやるべきか」と同じくらい、あるいはそれ以上に「何をやらなければ、何を捨てるか」を明確にすることが重要となる。

「いたいコンサルすごいコンサル」  
長谷部智也著 日本経済新聞出版社

## 税務アンテナ

□金銭で支給される給与以外に、物や権利その他の経済的な利益である現物給与の支給についても、所得税の源泉徴収の対象にしなければなりません。

ただし、社員の職務に直接必要な制服や研修費用、換金性に欠けるものや少額なものなど、特定の現物給与については課税されないものもあります。

レクリエーション費用も、社員全員を対象とした会社主催のものであり、社会通念上一般的に行われているものであれば、非課税となります。しかし、社員各人に金銭で支給したものについては、給与として課税されます。また、グループごとに支給したもののが、レクリエーションの経費に充てられる場合には非課税とされます。

□相続時精算課税を選択していない他の贈与者から受けた贈与の合計額が年間110万円以下の場合は、それについて贈与税の申告をする必要はありませんが、相続時精算課税をいったん選択した場合、その選択した贈与者からの贈与については、その金額の多少にかかわらず、すべて贈与税の申告をしなければなりません。

なお、贈与税の期限内申告を怠った場合には、相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の適用を受けられませんので、一律20%の税率で課税されることになります。

税務に関するご質問をお受けしております。  
お気軽にお問い合わせ下さい。

## 11月の税務スケジュール

10日	○10月分の源泉所得税の納付
15日	○所得税の予定納税額の減額の申請 ○9月決算法人の確定申告
30日	○29年3月決算法人の中間申告(予定申告) ○12月、29年3月、6月決算法人の消費税中間申告

30日	○11月決算法人の消費税各種選択届出書提出
-----	-----------------------

今月の贈る言葉『努力できるということも実力のうち』 by 僕万智